

茨木市立彩都西中学校 P T A 会則

第1条 (名称)

本会は、彩都西中学校 P T A と称し、事務局は彩都西中学校に置く。

第2条 (目的)

本会の目的は、次の通りとする。

- (1) 保護者と教職員が協力し、生徒の健全な成長を支援する。
- (2) 学校、家庭、地域が協力し、教育力を高め合える活動を行う。

第3条 (活動内容の柱)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 家庭、学校の教育及び教育環境を充実させるための取組を行う。
- (2) 会員の研修を行うとともに、会員相互の理解を深め親睦を図る。
- (3) 学校行事等に協力する。
- (4) 地域社会における社会教育振興に協力する。
- (5) 生徒が地域に愛着を持ち、地域の担い手として育つための取組に協力する。
- (6) その他、会長が必要と認める活動を行う。

第4条 (活動方針)

本会は、前条の活動の方針を次の通りとする。

- (1) 生徒の教育及び福祉のために活動する他団体及び機関と協力することができる。
- (2) 営利的、宗教的、政治的活動は、一切しない。
- (3) 学校の管理や教職員の人事には干渉しない。
- (4) 家庭教育を充実し、家庭、学校が一体となって教育的効果をあげるよう努める。

第5条 (会員)

- 1 本会の会員は、彩都西中学校に在籍する生徒の保護者と教職員をもって組織する。
- 2 本会の会員は、会費を納入する。

第6条 (会計)

- 1 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によってまかなう。
- 2 会費は、1会員月150円（教職員1人月150円）とし、年度始めに1年分を一括して納入する。
- 3 年度途中の転入の場合、転入月の在籍日数による以下の区分により、会費を納入する。
 - 15日未満の場合 転入月の翌月からその年度の3月分まで
 - 15日以上の場合 転入月からその年度の3月分まで
- 4 年度途中の転出の場合、転出月の在籍日数による以下の区分により、会費を返還する。
 - 15日未満の場合 転出月からその年度の3月分まで
 - 15日以上の場合 転出月の翌月からその年度の3月分まで
- 5 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条（役員等）

- 1 本会の役員は次の通りとし、兼任を認めない。
 - （1）会 長 1名（保護者から）
 - （2）副会長 2名（保護者から）
 - （3）書 記 2名（保護者、教職員から各1名）
 - （4）会 計 2名（保護者、教職員から各1名）
 - （5）幹 事 必要に応じ若干名（保護者から）
- 2 上記役員とは別に会計監査2名（保護者から）を選出する。

第8条（役員等の任期）

- 1 役員および会計監査（以下「役員等」という。）の任期は、4月1日から1年間とする。
- 2 任期途中で欠員が生じた場合の交替役員等は、前任者の残任期間とする。

第9条（役員等の任務）

役員等の任務は、次の通りとする。

- （1）会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、総会、役員会、実行委員会を招集する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時はその代理を務める。
- （3）書記は、会の記録、連絡、その他必要書類を処理・管理する。
- （4）会計は、本会の会計事務を行い、総会で報告する。
- （5）幹事は、総会、役員会、実行委員会に参加し意見を述べるができる。
- （6）会計監査は、必要に応じて会計監査を行い、監査結果を総会で報告する。

第10条（総会）

- 1 総会は、本会の最高議決機関であって、定例総会は、年度当初に開催するものとし、次の事項を審議し、決定または承認する。
 - （1）事業計画
 - （2）予算及び決算
 - （3）規約・会則の改正・廃止
 - （4）その他、役員会または実行委員会が必要と認める事項
- 2 定例総会の開催に当たっては、少なくとも開催日の7日前までに議案を全会員に通知するものとする。
- 3 会長は、未曾有の事態により、招集による総会が困難であるときは、書面または Web 等適切な媒体による決議（以下「Web 決議等」という）によりこれを行うことができる。また、この場合の開催時期は本条1項に限らない。

第11条（臨時総会）

- 1 会長は、役員会または実行委員会が必要と認めた場合、または全会員の4分の1以上から要求があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。
- 2 臨時総会の開催に当たっては、少なくとも開催日の3日前までに議案を全会員に通知するものとする。
- 3 会長は、前条1項の審議事項の軽微な修正等のために必要あるときは、本条1項に定める臨時総会によらず、Web 決議等によりこれを行うことができる。
- 4 会長は、未曾有の事態により、招集による臨時総会が困難であるときは、軽微な修正等に限らず、Web 決議等によりこれを行うことができる。

第12条（総会、Web 決議等の成立）

- 1 総会の定足数は、全会員の3分の1以上とする。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
また、総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 2 第10条3項及び第11条3項並びに4項のWeb 決議等の定足数は、全会員の3分の1以上の回答とする。
また、Web 決議等は、回答の過半数の賛成を必要とする。

第13条（役員会）

- 1 役員会は、役員、学校長、教頭によって構成する。
- 2 役員会は、原則として毎月1回開催する。
- 3 役員会の任務は、次の通りとする。
 - （1）本会の運営全般に関すること、実行委員会に諮る事項、緊急を要すること、その他必要と認めたことを協議する。
 - （2）総会へ議案及び報告書を提出する。
 - （3）臨時総会の招集を会長に求める。
- 4 役員会は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。
- 5 役員会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第14条（実行委員会）

- 1 実行委員会は、役員、各種委員会の委員長・副委員長、学校長、教頭並びに担当教職員によって構成する。
- 2 実行委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 実行委員会の任務は、次の通りとする。
 - （1）各種委員会で立案された事業計画や予算案等の審議、及び会長から委任された案件の審議や事務処理をする。
 - （2）総会へ議案及び報告書を提出する。
 - （3）臨時総会の招集を会長に求める。
 - （4）必要がある場合は、特別委員会を設けることができる。
- 4 実行委員会は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。
- 5 実行委員会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第15条（各種委員会）

- 1 本会の目的を達成するため、次の委員会を設ける。各委員会の構成員は、会長が委嘱し、その任務等は次の通りとする。
 - （1）学級委員会
 - ア 学級委員会は各学年ごとに設ける。
 - イ 各学年の学級委員会は、各学級の保護者から選出された学級委員と担当教職員で構成する。
 - ウ 各学年の委員長・副委員長は、各学年の学級委員の互選により選出する。
 - エ 委員は、家庭と学校との連絡調整を図り、学校教育と家庭教育が生徒の健全な成長につながるよう支援を行う。

(2) 広報委員会

- ア 広報委員会は、各学級の保護者から選出された広報委員と担当教職員で構成する。
- イ 委員長・副委員長は、広報委員の互選により選出する。
- ウ 本委員会は、広報宣伝活動を行い、広報誌等の発行を行う。

(3) 文化人権委員会

- ア 文化人権委員会は、各学級の保護者から選出された文化人権委員と担当教職員で構成する。
- イ 委員長・副委員長は、文化人権委員の互選により選出する。
- ウ 本委員会は、会員相互の教養と人権感覚を高め、教育や子育てに関する研修行事や活動を行う。

2 委員の任期は、選出後、年度末までとする。

3 委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。また、各委員会の委員長・副委員長に欠員が生じた場合は、当該委員会の委員の互選によりこれを補充する。

第16条 (役員等の選出)

1 役員等の選出は次の通りとする。

ただし、教職員側から選出する役員の選出は、学校長に一任するものとする。

(1) 役員等の候補者（以下「役員等候補者」という。）の選考指名は、役員等候補者選考指名委員会（以下「指名委員会」という。）で行う。指名委員会は、新役員の選出と同時に解散する。

(2) 指名委員会は、以下の8名以上で構成することを原則とする。

- ア 実行委員（教職員以外）の中から若干名を選出する。
- イ 各学年の学級委員、広報委員、文化人権委員から各1名を選出する。
- ウ 教職員より2名を校長の指名により選出する。

(3) 指名委員会は、互選により委員長、副委員長各1名を選出する。

(4) 指名委員会は、委員長が招集する。

(5) 指名委員会は、役員等候補者の指名に先立ち、PTA役員等立候補、推薦受付の案内を配布するものとし、立候補または推薦しようとする者は、案内文書配布後15日以内に、文書で候補者名を指名委員会に届け出るものとする。

(6) 指名委員会は、立候補者、推薦を受けた者、その他指名委員会で適当と思われる者の中から適任者を役員等候補者に指名する。

(7) 指名委員会は、役員等候補者の指名に当たっては、事前に被指名者の同意を得なければならない。

(8) 指名委員会は、役員等候補者選出後に書面で、指名した役員等候補者名を全会員に通知しなければならない。

(9) 前号の通知後7日以内に過半数の会員から異議が出されなかったときは、承認があったものとして、当該役員等候補者は、次年度開始と同時に役員等に就任し、直ちにその職務を行うことができる。

2 役員等に欠員が生じたときは、実行委員会が後任役員等候補者を選出し、前項(8)(9)の手続きを経た上で、当該後任役員等候補者は、直ちに役員等に就任するものとする。

第17条 (個人情報保護)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

附 則

- 1 本会則は、平成20年9月20日に制定し、その日から施行する。
ただし、平成20年度は、PTA設立準備委員会と第1期のPTA役員会・実行委員会の決定が、本会則よりも優先される。
- 2 この会の慶弔については、以下の通りとする
 - (1) 慶事の場合
生徒が、文化・スポーツ等でめざましい活躍をした場合には、創立10周年記念生徒支援基金(けやき基金)の規定による。
 - (2) 弔事の場合
生徒(保護者が会員である生徒に限る)・会員(保護者、教職員)の死亡の場合
 - ・ 檜(シキミ) 一対または供花
 - ・ 香料 10,000円
 - ・ PTA代表会葬、ただし葬儀が茨木市外の場合は、弔電をもって、これに代えることができる。
 - (3) その他
上記の規定以外については、PTA活動の主旨に則した使途の範囲内でPTA会長と校長が協議して決定する。
- 3 他団体への役員の出向については、各年度ごとにPTA役員会で協議の上決定する。参加が決定された場合は、出向役員(1名)を役員会で互選する。

平成28年5月27日改正

平成30年3月3日改正

平成30年5月26日改正

平成31年3月2日改正

2019年12月14日 改正

2020年5月19日 改正

2020年12月21日改正